五　出願手続

イ　出願書類　認定試験を受験しようとする場合は、受験願書（受験手数料として五千六百円の収入印紙（日本政府発行）を貼ること。）に履歴書、戸籍抄本又は住民票の写し、写真その他筑波大学が定める必要な書類を添えて提出すること。

ロ　願書の請求及び提出先　国立大学法人筑波大学東京キャンパス事務部学校支援課

ハ　願書の受付期間　平成二十四年六月一日（金）から平成二十四年六月十五日（金）まで（郵送の場合は平成二十四年六月十五日消印のものまで受け付ける。）

六　その他

受験手続等に関する照会は、国立大学法人筑波大学東京キャンパス事務部学校支援課（東京都文京区大塚三丁目二十九番一号　郵便番号一一二―〇〇一二）に行うこと。

○国土交通省告示第五百二十三号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条の二十三第三項の規定に基づき、平成二十年国土交通省告示第八十五号（建設業法第二十七条の二十三第三項の経営事項審査の項目及び基準を定める件）の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年五月一日

国土交通大臣　前田　武志

第一の四の1の㈡中「及び厚生年金保険」を削り、「第十条ノ二」を「第二十四条」に改め、「及び厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十七条に規定する届出」を削り、同号の1の㈢中「同法第二条第五項に規定する特定業種退職金共済機構との間で」を削る。

第一の四の1の㈢から㈤までを一ずつ繰り下げ、同号の1の㈡の次に次のように加える。

㈢　審査基準日における厚生年金保険加入の有無（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十七条に規定する届出を行っているか否かをいう。）

第二の四の3中「別表第七」を「別表第八」に改め、同号の4中「別表第八」を「別表第九」に改め、同号の5中「(1)」を「㈠」に、「別表第九」を「別表第十」に、「(2)」を「㈡」に、「別表第十」を「別表第十一」に改め、同号の6中「別表第十一」を「別表第十二」に改める。

附則二中「外国」を「協定適用国等」に、「外国に」を「協定適用国等に」に改め、附則二の4中「(1)」を「㈠」に改め、附則二の5中「(2)」を「㈡」に改める。

附則三中「㈠及び㈡、3並びに」を「㈠から㈢まで、3及び」に改め、附則三㈢中「外国に」を「協定適用国等に」に改める。

附則四㈠中「（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）」及び「この号において」を削り、「子会社をいう。」の下に「以下同じ。」を加える。

附則六中「又は平均技術職員数」を削り、附則六㈠を次のように改める。

㈠　親会社とその子会社からなる企業集団であること。

附則六の次に次のように加える。

七　我が国に主たる営業所を有する建設業者であって、国土交通大臣が次に掲げる要件のいずれにも適合するものとして認定した子会社を外国に有するものについては、国土交通大臣が当該子会社について認定した数値を当該建設業者の種類別年間平均完成工事高に加えた数値をもって第一の一の1に掲げる項目の数値として審査し、かつ、国土交通大臣が当該建設業者及び当該子会社について認定した数値をもって同号の2及び同号の3に掲げる項目の数値として審査するものとする。

㈠　経営事項審査を受けていない者であること。

㈡　主たる事業として建設業を営む者であること。

付録第二の算式中「×30」を「×40」に、「(3)から(5)」を「㈢から㈤」に、「(1)及び(2)」を「㈠から㈡」に改める。

附　則

この告示は、平成二十四年七月一日から施行する。

○国土交通省告示第五百二十四号

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第九条第五項の規定により、次の表のとおり区間を指定するので、同条第六項において準用する同条第四項及び河川法施行規則（昭和四十年建設省令第七号）第三条の規定に基づき、公示する。

平成二十四年五月一日

国土交通大臣　前田　武志

表

緑川水系

名称	区間	
	上流端	下流端
加勢川	藻器堀川への合流点	左岸　熊本市東区秋津町秋田字烏飼五百二十番地先 右岸　同市東区画図町大字下無田字烏ケ江四百十四番三地先
鶯川	熊本市東区桜木二丁目十番一地先の市道橋	秋津川への合流点
健軍川	左岸　熊本市東区戸島四丁目三千八百十七番一地先 右岸　同市東区小山三丁目五百四十九番一地先	加勢川への合流点
藻器堀川	左岸　熊本市東区長嶺東七丁目千七番二地先 右岸　同市東区長嶺東七丁目千七十七番五十四地先	加勢川への合流点
保田窪放水路	藻器堀川からの分岐点	白川への合流点

叙位・叙勲

池口小太郎　大橋　洋治
島村　宜伸　須田　寛

旭日大綬章を授ける（各通）

安﨑　暁　石川　忠司
伊藤　英成　伊東　弘敦
浦野　烋興　小野田　隆
嘉数　知賢　梶原　敬義
島田　明　鈴木　勝利
鈴木　恒夫　竹中　登一
松浦　幸雄　松橋　功
山崎廣太郎

旭日重光章を授ける（各通）

安達　元成　有馬　博
岩崎　隆　岩本　允
荻阪　伸秀　尾﨑　光雄

葛西　利延　川井田幸一
川口　貢　河原　昭文
喜岡　浩二　菊池　勲
菊谷　勝利　北古賀勝幸
栗本慎一郎　桑島　俊彦
古手川茂樹　小寺　一矢
小沼洸一郎　志賀　正明
城口　順二　髙橋　修
田代　知代　谷川　實
寺西　學　冨山　省三
奈良　明彦　成尾　政美
西薗　健　丹羽　健介
裕　孝司　長谷川健一
林　光佑　原　章
東谷　隆夫　日髙　昇
平野　幸久　藤渡　辰信
藤本　昌也　藤原　精吾
堀込　征雄　松田　昭美